第一章　特別な職

（次長）

第一条　消費者庁に、次長一人を置く。

（審議官）

第二条　消費者庁に、審議官二人を置く。

2　審議官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第三条　消費者庁に、参事官二人を置く。

2　参事官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第二章　内部部局

（課の設置）

第四条　消費者庁に、次の八課を置く。

総務課

政策調整課

企画課

消費者情報課

消費者安全課

取引・物価対策課

表示対策課

食品表示課

（総務課の所掌事務）

第五条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　消費者庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。

四　長官の官印及び庁印の保管に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

七　消費者庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

八　消費者庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（政策調整課の所掌に属するものを除く。）。

九　消費者庁の行政の考査に関すること。

十　消費者庁の事務能率の増進に関すること。

十一　消費者庁の機構及び定員に関すること。

十二　国会との連絡に関すること。

十三　消費者庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十四　消費者庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十五　庁内の管理に関すること。

十六　消費者庁所属の建築物の営繕に関すること。

十七　消費者庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十八　消費者庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

十九　消費者庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

二十　消費者庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

二十一　前各号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（政策調整課の所掌事務）

第六条　政策調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者庁の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二　消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十六条第一項の規定による要求及び同条第二項の規定による報告の徴収並びに同法第二十一条第二項に規定する措置要請に関すること。

（企画課の所掌事務）

第七条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四　消費者安全法第六条第一項に規定する基本方針の策定に関すること。

五　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定に関すること。

六　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第二項に規定するものをいう。）の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

八　消費者庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

九　消費者政策会議の庶務に関すること。

（消費者情報課の所掌事務）

第八条　消費者情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の消費者に対する提供に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

二　消費者安全法（第三章、第四章及び第十五条に限る。）の規定による消費者安全の確保に関すること。

三　消費者庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

四　消費者庁の所掌事務に関する情報の分析及び統計に関すること。

五　広報に関すること。

六　消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

七　消費者庁の保有する情報の公開に関すること。

八　消費者庁の保有する個人情報の保護に関すること。

九　消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

十　独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。

十一　独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会の庶務に関すること。

（消費者安全課の所掌事務）

第九条　消費者安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。

三　食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。